# 令和８年　第１１回　海津市農業委員会総会　議事録

１　開催日時　　令和８年１０月５日（月）　午後２時００分～午後２時４０分

２　開催場所　　平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ)　１階会議室

３　出席委員（３３名）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 福島正文 | ２番 | 神田春夫 | ３番 | 安藤　勉 | | |
| ５番 | 伊藤喜與 | ６番 | 渡邉　實 | ７番 | 菱田　昭 | ８番 | 近藤源一 |
| ９番 | 梶井源一朗 | 10番 | 河合法幸 | 11番 | 伊藤　登 | 12番 | 鈴木栄男 |
| 13番 | 加賀重彦 | 14番 | 丹羽泰彦 | 15番 | 大橋正人 | 16番 | 一柳藤雄 |
| | | 18番 | 加藤孝保 | 19番 | 後藤直樹 | 20番 | 山田　定 |
| 21番 | 各務武雄 | 22番 | 菱田康人 | 23番 | 髙野　久 | 24番 | 杉野史和 |
| 25番 | 伊藤弘康 | 26番 | 馬場龍美 | 27番 | 山田正美 | 28番 | 志村邦一 |
| 29番 | 佐溝保幸 | 30番 | 後藤勇一 | 31番 | 寺倉百合子 | 32番 | 宇佐見武司 |
| 33番 | 伊藤勝代 | 34番 | 堀田勝彦 | 35番 | 野津憲雄 | | |

４　欠席した委員（ ２名）

４番　伊藤克美　　17番　大橋憲樹

５　議事日程

（１）会議録署名委員の指名

（２）報告第１１号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について

（３）議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

（４）議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

（５）議案第３８号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

（５）議案第３９号　海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

６　出席した事務局職員

事務局長　中野、総括課長補佐兼農地係長　古川、主任　堀

７　その他会議に出席した関係者

農林振興課、林主事

８　総会議長

神　田　春　夫

９　議事録署名委員

８番　近藤源一　　９番　梶井源一朗

１０　会議の概要　　開会（午後２時）

◎議　長

本日の出欠状況について、報告します。

４番　伊藤委員、１７番　大橋委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は３５名中３３名。農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和８年　第１１回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議　長

日程第１　会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議　長

異議なしと認めます。よって、８番　近藤源一委員、９番　梶井源一朗委員を指名しますので、よろしくお願いします。続きまして、日程第２　報告第１１号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

１ページをご覧ください。

報告第１１号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第３条の３第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和８年１０月５日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

2ページをご覧ください。１６件の届出があり、関係者に受理書を送付したことを報告するものです。以上でございます。

◎議　長

はい。それぞれ相続された方が大半だと思っておりますので、また後で目を通しておいてください。以上で報告第１１号を終わります。続きまして、日程第３　議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

３ページをご覧ください。

議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和８年１０月５日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

受付番号１２１番　南濃町駒野字長切●●●●番、畑、現況宅地、7.26㎡。

申請人、南濃町。●●●●破産管財人弁護士●●●●。転用目的：一般個人住宅敷地。

この案件の農地区分は、住居の用に供する施設等が連たんする第３種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１２２番　南濃町太田字南条●●●●番、畑、現況道路、64㎡。

申請人、南濃町。●●●●。転用目的：進入路。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第３種農地で、被害防除では、周囲に自己所有農地以外はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。以上です。

◎議　長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号１２１番の案件について、７番　菱田委員お願いします。

◎７番　菱田委員

受付番号１２１番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅敷地です。申請地を含む住宅を裁判所の売却許可を得て早期売却するために申請される追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１２２番の案件について、３０番　後藤委員お願いします。

◎３０番　後藤委員

受付番号１２２番の案件については、申請の目的は、進入路です。申請地の隣接地は申請者所有の農地で、昭和33年頃より通路として使用されていた追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議　長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結します。２件の中で、反対の意見のある委員は挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議　長

反対される委員がみえませんので、採決を行います。議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議　長

挙手全員ですので、議案第３６号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第４　議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見についてですが、受付番号１２８番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、この案件のみをまず議題とします。３０番　後藤委員退室願います。

【３０番　後藤委員退室】

◎議　長

事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

４ページ及び５ページをご覧ください。

議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和８年１０月５日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

受付番号１２８番　南濃町安江字木戸●●●●番、畑、844㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、中津川市。株式会社　●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第２種農地で、許可区分で

は、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。以上です。

◎議　長
　説明が終わりました。それでは南濃地区代表である３１番　寺倉委員さんから意見を賜りたいと存じます。

◎３１番　寺倉委員
　受付番号１２８番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長
　意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。５番　伊藤委員。

◎５番　伊藤委員
　申請のある場所は、農地に囲まれているのかないのか。いろいろ、南部ではこういう太陽光発電に対して厳しいご意見もあるので、そのことだけ聞かせて欲しいです。

◎議　長
　３１番　寺倉委員。

◎３１番　寺倉委員
　農地には囲まれておりません。道路から道路までの間です。

◎議　長
　その他何か他ございますか。よろしいですか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結します。受付番号１２８番の議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
　　【挙手全員】

◎議　長
　挙手全員ですので、受付番号１２８番の議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。３０番

後藤委員、入室お願いします。

【３０番　後藤委員入室】

◎議　長

続きまして、受付番号１２８番を除く、議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第５　議案第３８号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

４ページをご覧ください。

受付番号１２３番　海津町江東字一の割●●●●番、田、現況畑、858㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、愛知県半田市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第１種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、西面が農地ですが、整地のみでブロック積みの擁壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１２４番　南濃町駒野字腰越●●●●番　外1筆、田、計1,068㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●　外1名。譲受人、愛知県あま市、株式会社　●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１２５番　南濃町駒野字城山西●●●●番、田、1,923㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、１２４番と同様です。

受付番号１２６番　南濃町駒野字白樫●●●●番、畑、733㎡。

譲渡人、養老郡養老町、●●●●。譲受人、中津川市。株式会社　●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、駒野駅から300m以内にある第３種農地で、被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１２７番　南濃町安江字木戸●●●●番、畑、859㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分などは、１２４番と同様です。

受付番号１２９番　南濃町松山字松ケ平●●●●番　外1筆、畑、現況雑種地、計400㎡。
譲渡人、名古屋市中村区、破産者株式会社●●●●破産管財人弁護士　●●●●。
譲受人、愛知県半田市。●●●●　株式会社。転用目的：不動産業　共同住宅用駐車場。
この案件の農地区分は、概ね500m以内に美濃松山駅がある第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、既に造成済みで、周りに農地もなく、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。
なお、この案件は議案第３８号と関連しますので、併せて説明させていただきます。６ページをご覧下さい。
議案第３８号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。
令和８年１０月５日提出　海津市農業委員会長　神田春夫
受付番号１３０番　土地の所在等は１２９番と同じです。平成23年及び平成24年に分譲住宅、駐車場としてそれぞれ許可済みですが、諸般の事情により事業遂行が困難となり、承継人である譲受人が買い受けて共同住宅の駐車場とされるもので、事業者の変更となります。　以上です。

◎議　長
説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号１２３番について、６番　渡邉委員お願いします。

◎６番　渡邉委員
受付番号１２３番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。
譲受人は、現在、妻子と借家にて居住しており、住宅地を検討される中、協議が整ったことから申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長
続きまして、受付番号１２４番から１２６番について、７番　菱田委員お願いします。

◎７番　菱田委員
受付番号１２４番から１２６番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。
何れの案件も、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるものです。
個別に簡単でございますが説明させていただきます。１２４番の申請地は、道路より低い農地であり、当然、道路のどはを利用して資材の搬入などを行いますが、工事により路盤の形状が変わると予想され、また、フェンスの設置を計画しておりますので、官民境界の確認を市建設都市計画課に申請されたらどうかとアドバイスをいたしております。もちろん、隣地の所有者は、自

治会長に挨拶をするよう強く要望いたしております。続きまして、受付番号125番ですが、この申請地は、一部水路に囲まれているのは、ほとんど個人の土地を通ってしか、資材等の搬入ができないので、隣地の方や自治会長には説明するよう強く要望いたしております。その他、官地の水路敷があり、フェンスの設置も計画しておりますので、これも市建設都市計画課に、官民境界確認を申請されたらどうかとアドバイスいたしております。続きまして、受付番号126番、この申請地は、人が歩く官地があるぐらいで、ほとんど資材の搬入などは個人の土地を通らなければいけない申請地であり、隣地の方や自治会長には説明するよう強く要望いたしております。その他、先ほど説明しました官地の狭い道路がありますが、フェンスの設置も計画されており、これも市建設都市計画課に、官民境界を申請したらどうかとアドバイスをしております。なお、3件とも、整地のみの施工ということで、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１２７番について、３０番　後藤委員お願いします。

◎３０番　後藤委員

受付番号１２７番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１２９番、及び、事業計画変更の１３０番について、５番　伊藤委員お願いします。

◎５番　伊藤委員

受付番号１２９番及び１３０番の案件は、申請の目的は、共同住宅用駐車場です。

申請地は、破産した株式会社●●●●が5条許可済みの案件となり、隣接する宅地と一体で譲受人が買い受けられるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

２２番　菱田委員。

◎２２番　菱田委員

今お話の中で、自治会長さんとかに説明とか、それから建設都市計画課に、云々というふうに

何か言われましたけども、アドバイスだけで通っているのですか。その後のアクション、自治会長さんにちゃんと説明に来たかとか。その過程でなんか問題なかったとかっていうのは、わからないですか。

◎議　長
　はい。７番　菱田委員。

◎７番　菱田委員
　はい。私が考える農業委員として、官民境界などは経費がかかりますし、自治会長さんにも、いろんな方がみえるので、そこは判断が難しかったんですが、強く要望させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

◎議　長
　はい。２２番　菱田委員。

◎２２番　菱田委員
　そもそも確認先ですね、自治会長さんへ挨拶があったとか、自治会長さんが納得されたとか、いうのはわからないですね。

◎議　長
　はい。７番　菱田委員。

◎７番　菱田委員
　自治会長さんには必ず言ってくださいよということで、この農業委員会の前に、この申請を代行された方に電話を入れております。その辺は確実に約束を守ってくれると思います。

◎議　長
その他の方ございませんか。はい、２９番　佐溝委員。

◎２９番　佐溝委員
　私は１３０番の●●●●は、ある程度大きな会社ですので、去年の夏ごろ確か倒産したというふうに、ニュースにもなりましたので記憶しているのですが。
　見てみると用地は●●●●が取得して23年と、転用許可日が23年11月と24年1月に許可してあって、つまりは、畑から駐車場にするという計画を許可している。ところが倒産したのが去年の8月。26年の8月だったと思いますけど、そうすると許可してから10年以上何をしていたのか。当

初から私は可を出したときにいつまでにやるのかと、10年先に駐車場にする計画が出たら許可するのか。私はその点についてある程度計画が出た段階で、いつごろやるのかというのを出してもらって、それを過ぎた段階で例えば、24年の5月とか8月にはやりますよというような。完了期限が過ぎて、完了してないようなケースがあれば、1度来てもらって聞き取りを行うとか。だから私は24年のときに、これ10年先に駐車場に転用しますという計画であれば承認しているのか。24年に承認してますけど、このときの計画はいつまでにやる計画だったのか。通常、10年先にあるような計画はそもそも受け付けないでしょう。だからそういう点での管理をやってかないと。ほんで、用地は●●●●の用地だけど、まだ、畑とかそのままなので、駐車場にするいうことで、用地を買って、今度の半田の会社が破産物件を買い受けて、駐車場にするという計画になっとるわけですけど、そういう点で、これから計画が出た場合は、ある程度いつまでに、それはやるんですかというようなことを聞いて、事業計画で、完了予定日が過ぎたようなものについては、再度、該当者にヒアリングをして、そういうフォローが弱いような気がするので、農業委員会としてもね、そういうフォローを、やっていく必要があるんじゃないかという、これは意見です。以上です。

◎議　長

というようなことでございます。事務局。

◎事務局　（中野事務局長）

ご意見承りましたので、今後、許可がおり事業完了するまでは、事務局のほうで見守っていかないといけない部分だと思いますので、ご意見として承りました。

◎議　長

はい。かなり時間の経過がしてしまっておるというような形ですんで、中間でもよろしいです。もともと計画はいつまでというのは出とると、と思いますので、注視して、行っていただきたいと思います。その他の方ございませんか。よろしいですか。

◎議　長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結します。１２８番を除く案件で、反対の意見のある委員は挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議　長

反対される委員がみえませんので、採決を行います。受付番号１２８番を除く、議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第３８号　農地転用許

可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議　長

挙手全員ですので、受付番号１２８番を除く、議案第３７号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第３８号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第６　議案第３９号　海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課入室】

◎議　長

それでは、事務局及び担当課に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

７ページをご覧下さい。

議案第３９号　海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、別紙「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和８年１０月５日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。詳細は担当課から説明します。

◎農林振興課　林主事

私の方から、海津市農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理事業を通じて、農地の権利設定と移転に係る貸借、農作業の委託を行う場合、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的とし、農地の貸し借りを行う計画です。

9ページ目をご覧ください。様式3号の1、①については、農用地利用の集積集約化を目的に出し手から農地中間管理機構を介して、受け手、貸付内容を取りまとめた表となっております。左から順番にお伝えします。1つ目のブロックは、出し手の土地の情報が記載されております。2つ目のブロックは、契約の内容が記載されております。3つ目のブロックは、出し手の情報が記載されております。4つめのブロックは受け手の情報が記載されております。今回、意見を求める土地は№1から№9の合計9筆。面積2万1742平方メートルが対象となります。

区分ごとの内訳をお伝えいたします。契約区分としましては、№1から№9の9筆、面積2万1742

㎡が新規契約となります。権利区分としましては、賃貸借が9筆、面積2万1742平方メートルとなります。出し手の人数は、●●●●1名。受け手の法人については、有限会社●●●●と株式会社●●●●2社となります。なお契約については、地権者及び担い手双方合意のもとで手続きを行っております。今回の海津市農用地利用集積等促進計画案の説明は以上の内容となります。よろしくお願いいたします。

◎議　長

はい。いつもより件数が少ないようでございますけども、先ほど説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。よろしいですか。

【挙手する者なし】

◎議　長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第３９号　海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数　３１名】

◎議　長

挙手多数ですので、議案第３９号　海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

◎議　長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後２時４０分）

議事録署名者

８　番

９　番

議　　長